

# 非居住者によるクロスボーダー納税

November 2024

## In brief

中国において納税義務が生じる場合、非居住者であっても、中国税務当局へ申告納付する必要があります。その場合における非居住者の申告・計算方法等については、従来から、中国税務当局から税法や税務通達が公布されています。納税資金の送金については、過去に外貨による直接送金方式に関する通達が公布されているものの、人民元による納付は必ずしも周知されていませんでした。しかし、一部地方で運用されている外貨または人民元による電子納付方式(いわゆる TIPS 方式)について、2024 年 1 月 4 日に中国人民銀行、財政部および国家税務総局は共同で「クロスボーダー税金費用の納付・還付業務管理関連事項に関する通達」(銀発(2024)4 号、以下、「4 号通達」)を公布しました。

本ニュースレターでは、非居住者によるクロスボーダー税金納付の概要などについて解説します。

## In detail

### 1. 非居住者によるクロスボーダー納税の概要

中国国内に機構・場所を設置していない非居住者企業(例、日系企業)は、中国において、企業所得税、印紙税などの納税義務が生じる場合、国境を越えて納税する必要があります。代理人を介して納税する場合または自ら納税する場合を考えられますが、後者の場合、所轄税務局および取扱銀行と事前に協議し、送金される納税額について外貨または人民元で中国国庫情報処理システムを介して電子納付方式(TIPS 方式)で納付することができるとされています。

例えば、日系企業においてクロスボーダー納税が必要となる事象と関連する税目は以下の通りです。

- 非居住者企業間での中国居住者企業持分譲渡取引により生じる企業所得税の納付
- 中国において恒久的施設を有する場合の企業所得税および増価税等の納付
- 中国における取引に係る契約書等が中国印紙税の課税文書に該当した場合の印紙税の納付

### 2. 4 号通達公布によるクロスボーダー納税への影響

4 号通達では、クロスボーダー納税の業務処理プロセスなどが明確化されているため、今後の非居住者によるクロスボーダー納税が効率的に行われることが期待できます。一方、中国税務当局による非居住者に対する徵税の、より一層の厳格化の姿勢が予想されます。

## The takeaway

4号通達の公布は、納税者の立場からすると、従来からのクロスボーダー納税方法が規定制度として整備されたため、非居住者企業が中国税務局に対して納税する場合の納税方法の選択肢が増えたといえます。ただし、TIPS方式の事例が多くないため、実務上どのように運用されるかについては、今後、注視する必要があります。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
白崎 亨

ディレクター  
佐々木 敏子

シニア マネージャー  
丁 琦忠

### PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路588号前灘中心42楼

[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

北京事務所  
パートナー  
山崎 学

上海事務所  
パートナー  
渕澤 高明

上海事務所  
シニア マネージャー  
松島 伸帆

## 過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

## ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

## e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.